

# 内規

## 第1章 役員及び会計監査とその選出

- 第1条 役員及び、健全育成会委員、豊中市人権教育推進委員協議会委員、豊中市青少年指導ルーム指導員、委員長、副委員長を一度担えば、以後、これらの選考の対象より除外する。  
但し、これは立候補の意思を妨げるものではない。

## 第2章 委員会

- 第2条 各クラスより選出された各委員会の委員の総称を、クラス委員とする。

## 第3章 委員長・副委員長・委員とその選出

### 第3条 クラス委員の選出

1. 役員を一度担えば、以後、クラス委員の選考の対象より除外する。
2. 健全育成会委員、豊中市人権教育推進委員協議会委員、豊中市青少年指導ルーム指導員を担えば、その任期満了後6年間、クラス委員の選考の対象より除外する。
3. 委員長を担えば、その任期満了後5年間、クラス委員の選考の対象より除外する。
4. 副委員長を担えば、その任期満了後4年間、クラス委員の選考の対象より除外する。
5. 過去に選出されたクラス委員は、原則として、その選出された学年でのクラス委員の選考の対象より除外することができる。但し、同学年に複数の児童が在籍する会員はこの限りではない。また、同学年の会員の選考条件が同一の場合、この限りではない。
6. その任期を担う年度に、6年生のみ在籍の会員は、委員長・副委員長の選考の対象より除外する。
7. 1～6は、立候補の意思を妨げるものではない。

## 第4章 地区サポートリーダー・地区サポートサブリーダー・地区サポーターの選出

### 第4条 地区サポーターの選出

1. サポーターを一度担えば、以後、地区サポーターの選考の対象より除外する。
2. 健全育成会委員、豊中市人権教育推進委員協議会委員、豊中市青少年指導ルーム指導員を担えば、その任期満了後1年間、地区サポーターの選考の対象より除外する。
3. サポートリーダーを担えば、その任期満了後1年間、地区サポーターの選考の対象より除外する。
4. サポートサブリーダーを担えば、その任期満了後1年間、地区サポーターの選考の対象より除外する。
5. 地区サポーターは、過去にクラス委員・地区サポーターの委員・サポーター経験履歴がない児童の会員より選出される。
6. 1～5は、立候補の意思を妨げるものではない。
7. 地区サポーターの選出は、地区別児童会（各班）毎に、地区サポーターが選考委員となり話し合いの上、選出を行う。
8. 地区サポーターは、地区別児童会（各班）毎に、原則一名以上選出する。

### 第5条 地区サポートリーダー・地区サポートサブリーダーの選出

1. 地区サポートリーダー・地区サポートサブリーダーは、1,2丁目より一名、3丁目より一名選出し互選により決定する。  
但し、3丁目よりサポートリーダー・サポートサブリーダーが立候補の場合はその限りではない。

## 第5章 集会

- 第6条 運営委員会において委員長、副委員長ともに出席不可能な場合に限り、委員会の指名による委員の代理出席を認める。

## 第6章 改正

- 第7条 この内規は、運営委員会において構成員の3分の2以上の賛成をもって改正することができる。

## 第7章 付則

- 第8条 原則他校での委員、役員経験については考慮されない。

平成 13 年 3 月 一部改正

令和 3 年 3 月 第 5 章、第 6 章 一部改正

令和 3 年 3 月 第 1 章、第 2 章、第 3 章、第 4 章 追加

令和 4 年 4 月 第 7 章 追加

平成 6 年 2 月 一部改正